

届いていますか？新しい保険証

後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の全ての方と65歳以上で一定の障がいのある方(広域連合の認定を受けた方)は、4月1日から保険証がかわります。

病院などで受診される時は、必ず後期高齢者医療の保険証を窓口を持参してください。



※平成20年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える方には、75歳の誕生日までに保険証を郵送します。

- カードサイズのものになります。
- おひとりに1枚の保険証をお渡しします。
- 今までの保険証は使えません。

窓口での自己負担割合は変わりません

病院等の窓口での自己負担割合は、今までと同様、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)です。

医療費が高額になったときの高額療養費や、入院したときの食事代なども、今までと同様の給付を受けていただけます。

これまで加入していた保険や条件によって保険料の納め方が異なります

国民健康保険に加入していた方

平成20年3月分までは

国民健康保険の
保険料を納めます

平成20年4月分からは

後期高齢者医療制度
の保険料を納めます

<納め方>

○原則として年金から天引きさせていただきます。

年金天引き					
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○年金が年額18万円未満の方等は、納付書等により7月～3月の毎月納めていただきます。

健康保険の被保険者本人だった方

平成20年3月分までは

社会保険等の
保険料を納めます

平成20年4月分からは

後期高齢者医療制度
の保険料を納めます

<納め方>

○原則として7～9月は納付書等で、10～2月は毎回年金から天引きさせていただきます。

納付書等で納付			年金天引き		
7月	8月	9月	10月	12月	2月

○年金が年額18万円未満の方等は、10月以降も納付書等により毎月納めていただきます。

健康保険等の被扶養者だった方

被保険者になった月から2年間は、均等割が5割軽減されます。(所得割額は課されません。)

平成20年度は次のような特別措置があります。

所得割額	2年間所得割額は課されません(0円)		
均等割額	4月から9月まで 均等割額の負担は0	10月から21年3月まで 均等割額の10%のみを負担	22年3月まで 均等割額の50%を負担
	平成20年4月	20年10月	21年4月

後期高齢者医療制度はみんなで支えあう制度です。保険料は大切な財源ですので、必ず納めましょう。

問い合わせ

保険年金課 後期高齢者医療係
滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 65-0689 FAX 63-4618

☎ 077-522-3013 FAX 077-522-3023